

第2部 防災に関する組織と活動内容

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編
火山対策

第1章 災害対策本部設置基準

第1節 災害対策本部の設置の流れ

第1章 災害対策本部設置基準

第1節 災害対策本部の設置の流れ

区内において、大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合、区民等の安全確保を迅速かつ的確に実施するため、以下の手順に基づいて早期に災害対策態勢を確立し、防災関係機関と協力して災害対策を推進する。

また、迅速かつ的確な初動体制を確立するうえでは、情報収集が重要となるため、情報収集指令室は、災害対策本部設置以前に、危機管理部長もしくはその代行者の判断により、先行的に設置される場合がある。

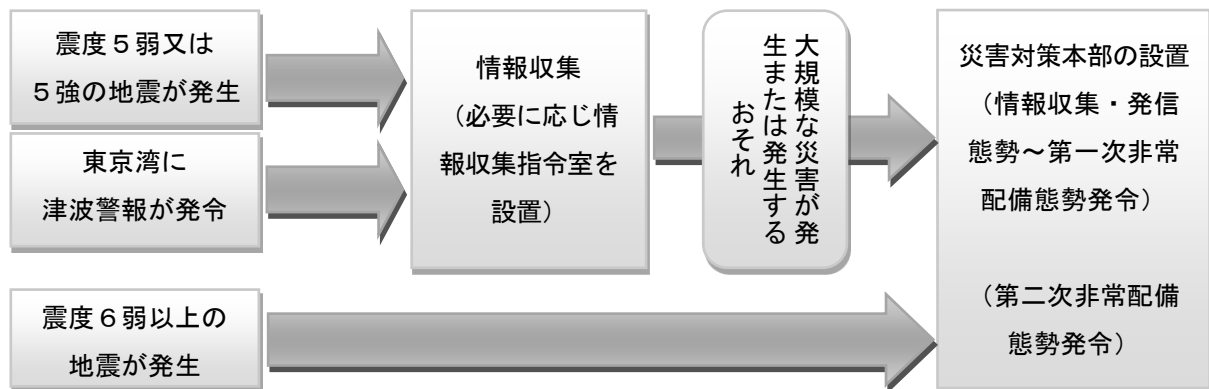
第1 地震

1 勤務時間内

以下の場合、災害対策本部を設置する。

- (1) 区内で震度6弱以上の地震が発生した場合（第二次非常配備態勢発令）
- (2) 区内で震度5弱又は5強、もしくは東京湾に津波警報が発令された場合で、テレビ・インターネット等からの情報収集・分析の結果、大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合

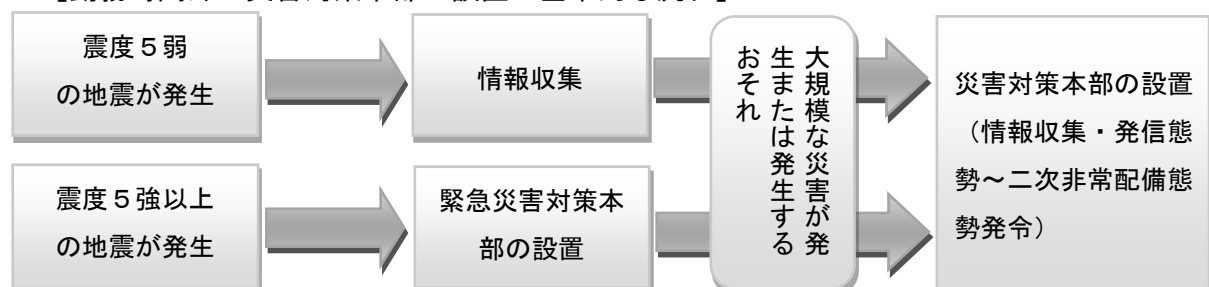
【勤務時間内の災害対策本部の設置の基本的な流れ】



2 勤務時間外

- (1) 区内で震度5弱の地震が発生した場合、情報収集及び発信を行う態勢を構築する。
- (2) 区内で震度5強以上の地震が発生した場合、緊急災害対策本部を設置する。
- (3) 大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合は、災害対策本部へ移行する。

【勤務時間外の災害対策本部の設置の基本的な流れ】



第2節 災害対策本部の組織及び活動

第1 災害対策本部の設置

- 1 災害対策本部は、区長若しくはその代理者が、災害の規模、情報収集指令室等の報告等に基づき設置する。
- 2 設置場所は、区役所中央館8階災害対策本部室とする。
- 3 部長の職にあてられている者は、区長もしくは代理者に本部の設置を要請することができる。
- 4 危機管理部長は、本部が設置されたときに、直ちに東京都知事に報告するとともに、各部長及び警察署、消防署等の関係機関に通知する。
- 5 危機管理部長は、本部が設置されたときに、庁舎玄関前及び必要な場所に「足立区災害対策本部」の表示を掲出する。
- 6 各部長は、所属職員に本部の設置を周知徹底する。
- 7 区長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。
- 8 危機管理部長は、本部が解散した場合、直ちに東京都知事及び関係機関に通知する。

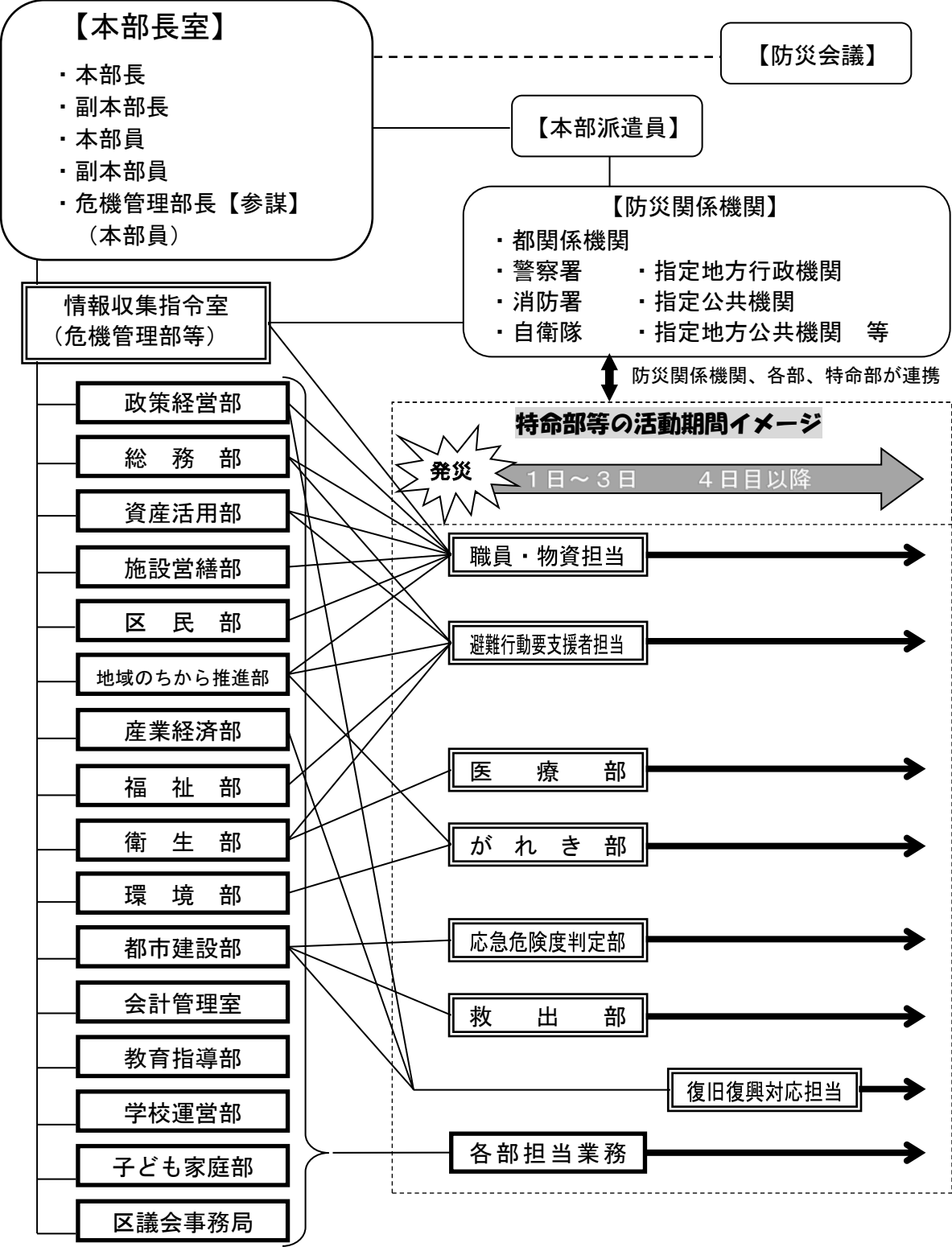
第2 災害対策本部の組織

- 1 災害対策本部は、本部長室（中央館8階）、情報収集指令室（南館7階：危機管理部等）及び区（各部等）をもって構成する。

第1章 災害対策本部設置基準

第2節 災害対策本部の組織及び活動

【組織図】



【特命部の構成】

情報収集指令室：危機管理部職員、指定職員

職員・物資担当：総務部、資産活用部、区民部、地域のちから推進部、政策経営部、産業経済部

避難行動要支援者担当：福祉部、衛生部、地域のちから推進部、政策経営部、その他関係部署

医療部：衛生部、足立区医師会、日本赤十字社

がれき部：環境部、東京都足立都税事務所、地域のちから推進部

応急危険度判定部：都市建設部（建築室）、区職員判定員、区登録判定員

救出部：警察署、消防署、自衛隊、都市建設部

復旧復興対応担当：都市建設部、政策経営部、産業経済部、その他関係部署

- (1) 本部長室は、本部長、副本部長、本部員、副本部員で構成し、本部の基本方針を審議策定するため、次の事務を所掌する。
- ア 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
 - イ 災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - ウ 避難の指示に関すること。
 - エ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
 - オ 市町村及び他の公共機関、防災機関等に対する応援要請に関すること。
 - カ その他災害対策に関すること。
 - キ 本部長室の庶務は、情報収集指令室（危機管理部等）が行う。
- (2) 本部長室は、初動の段階で特に次の事項を審議し共通認識する。
- ア 「人命最優先の応急対策」の特定及び人員の充当
 - イ 「人命最優先の応急対策」に係わる作業のうち、特に緊急性を要するものに対する責任者の指定及び作業の分割
 - ウ 決定事項の職員への周知徹底及び応急業務の履行状況の把握
 - エ 初動期の優先事項については所管外であっても積極的に連携・協力すること。
- (3) 本部長等の職務は以下のとおり。
- ア 本部長（区長）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
 - イ 副本部長（副区長、教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故等があったときは、その職務を代理する。
 - ウ なお、職務代理者に事故あるときは、以下に定める順序により臨時代理者をおく。
 - (ア) 危機管理部長
 - (イ) 総務部長
 - (ウ) 危機管理部長経験者
 - (エ) 災害対策課長経験者の部長級職員
 - (オ) 危機管理課長経験者の部長級職員
 - (カ) その他部長級職員で、組織順の上位にあるもの
 - エ 本部員（各部の部長）は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事するとともに、部の事務を掌理する。
 - オ 副本部員（規則で定めた職にある課長者）は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
 - カ 本部長は規則で定めた職にある者のほか、必要と認める者をもって副本部員に充て、本部長室の事務に従事させることができる。
 - キ その他の災害対策本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。
- (4) 本部長は、次に掲げる機関の長に対し、当該機関の職員が本部派遣員として本部長室の事務に協力することを求めることができる。
- ア 都関係機関
 - イ 警視庁
 - ウ 東京消防庁
 - エ 自衛隊

第1章 災害対策本部設置基準

第2節 災害対策本部の組織及び活動

- オ 指定地方行政機関
- カ 指定公共機関
- キ 指定地方公共機関

- (5) 本部長は、情報連絡を円滑にするために、関係防災機関に対して、連絡員の派遣を要請することができる。情報連絡員は、本部派遣員と兼ねることができる。
- (6) 本部長は、迅速適切な人員確保、物資供給、救助救出活動、医療活動、避難行動要支援者対策、応急危険度判定、がれき処理、復興対応を行うため、本部職員と本部派遣職員等による特命部（職員・物資担当、救出部、医療部、避難行動要支援者担当、応急危険度判定部、がれき部及び復旧復興対応担当）を設置する。
- (7) 特命部設置のタイミングは、発災後を想定し、災害対策本部の設置後、速やかに行う。
- (8) 本部長は、必要に応じて、関係機関の代表職員と本部員等の職員による調整本部を設置することができる。
- (9) 情報収集指令室は、室長、副室長、班員で構成し、主な業務は次の表のとおり。

【7階防災センター情報収集指令室の組織及び業務内容】

組 織 名		業 務 内 容
危機管理部長		(1) 情報収集指令室の統括
	災害対策課長	(1) 情報分析班、通信班、部長不在間の情報収集指令室の統括
	情報分析班 (班長：災害対策係長)	(1) 被害・気象等の情報の収集と分析に関すること。 (2) 避難情報の発令の検討に関すること。 (3) 応急対策の実施状況把握と需給ギャップの推定と対策の検討に関すること。
	通信班 (班長：防災設備係長)	(1) 通信手段の確保に関すること。 (2) 被害情報の収集・伝達の発令に関すること。 (3) 避難指示の伝達に関すること。 (4) 都への災害状況報告（速報、中間・確定報）に関すること。 （資料編震災編 第19「宿日直者の職務概要」P.67、第23「災害状況速報」P.71、第24「災害（中間・確定）報告様式」P.72）
	防災戦略課長	(1) 受援班の統括
	受援班 (班長：担当係長)	(1) 受援に関する状況把握・取りまとめに関すること。 (2) 応援資源の調達・管理の調整に関すること。 (3) 応援の要請、受入れの取りまとめに関すること。
	危機管理課長	(1) 渉外・庶務班、連携班の統括 (2) 部長・災害対策課長不在時の情報収集指令室の統括
	渉外・庶務班 (班長：危機管理係長)	(1) 情報収集指令室への関係機関派遣員、危機管理部対応の防災関係機関・協定自治体等との連絡調整に関すること。 (2) 防災会議、本部長室の招集及び運営に関すること。 (3) 庁内調整、各種調整会議の開催に関すること。 (4) 情報収集指令室の庶務に関すること。 (5) 本部活動の記録の作成に関すること。

組 織 名			業 務 内 容
	連 携 班	報道広報課 報道広報課長	(1)報道広報活動に係わる情報の収集・伝達、報道機関等の対応 (2)災害情報の発信、調整等
		総務部 産業経済部 区民部	(1)受援に関すること。 ※受援班に加わり、受援に関する業務を実施する
		区（各部） （各部長指定）	(1)応急対策、各種会議、庁内調整等に関する情報収集指令室への参加・協力、及び連絡調整等 (2)受援ニーズに関する各部状況把握・取りまとめ、報告 (3)応援部隊の各部調整、受入れに関すること等

※1 連携班における区（各部）は、部の庶務担当係職員を原則とする。

※2 過去の災害の教訓から、応急対策の指令統制機能を主要な任務とする情報収集指令室（危機管理部職員）は、原則として報道機関、住民からの照会、来訪希望者への個別対応は行わず、本部長室での会議等を通じ、それらの対応体制を速やかに整備する。

【情報の重要性及び緊急性の優先順位付けの業務内容の例】

災害時には人命に関わる緊急対応が必要な情報と、そうでない情報が混在することで、一度に流通する情報量が増し、混乱をきたす危険がある。各部が情報の重要性及び緊急性を検討し、状況に応じた業務の優先順位等について災害対策本部に報告、判断を仰ぐ必要がある。

2 区（各部等）の分掌事務は、下表に示すとおりである。

【各部・各公社等分掌事務内容】

各 部 ・ 公 社 等 称	災 害 発 生 1 日 ～ 3 日 迄 の 応 急 対 策	災 害 発 生 4 日 目 以 降 の 応 急 対 策
区（政策経営部）	(1)復旧・復興案の作成準備 (2)災害対策予算の準備 (3)災害情報・避難所情報等の広報 (4)報道機関との連絡 (5)コールセンターの再開 (6)情報システム、電算機器の復旧 (7)復旧復興対応担当の管理・運営統括 (8)災害対策課支援	(1)復旧・復興案の作成 (2)災害対策予算の組み立て (3)災害情報・避難所情報等の広報 (4)報道機関との連絡 (5)臨時災害相談の統括 (6)電算機器の復旧
区（総務部） 区（資産活用部）	(1)一般ボランティアの受入れ・支援に関すること。 (2)職員・物資担当の管理・運営統括 (3)救護食料及び救護物資の調達及び分配計画に関すること。 (4)応急対策物資、車両、船艇等の調達に関すること。 (5)職員動員数の把握に関すること。 (6)職員の給食に関すること。	(1)職員の服務、給与、健康管理、公務災害補償に関すること。 (2)その他左記の応急対策業務

第1章 災害対策本部設置基準

第2節 災害対策本部の組織及び活動

各部・公社等 名称	災害発生1日～3日 の応急対策	災害発生4日目以降 の応急対策
区（危機管理部）	(1)災害対策本部の運営に関すること。 (2)情報収集指令室の管理・運営統括 (3)災害情報の収集・伝達及び統括に関すること。 (4)防災関係機関並びに各部との連絡調整に関すること。	(1)防災会議の開催に関する こと。 (2)その他左記の応急対策業 務
区（施設営繕部）	(1)災害対策本部施設（本庁舎）の復旧 (2)区施設の災害応急復旧に関すること。 (3)区立の学校施設の被害調査及び応急復 旧に関すること。	(1)区施設応急復旧 (2)学校施設対応応急復旧
区（区民部）	(1)避難者・人材の輸送 (2)救護食料・救援物資の輸送 (3)飲料水の輸送 (4)救援物資・義援品の受領及び輸送 (5)死体火葬許可証の発行 (6)応急給水槽管理運営（課税課：小右衛 門給水所）	(1)左記の応急対策業務
区（地域のちから推進部）	(1)区内被害情報収集・調査 (2)要配慮者の対応（要配慮者移送に関す ること。） (3)地域のちから推進部所管施設利用者の 応急救護 (4)所管施設の被害状況調査 (5)福祉避難所（第二次避難所）の管理・ 運営 (6)遺体安置所の設置及び遺体の収容 (7)応急給水槽管理運営（スポーツ振興 課：総合スポーツセンター、中川区民事 務所：大谷田南公園、鹿浜区民事務所： 北鹿浜公園、伊興区民事務所：諏訪木東 公園内応急給水槽、江北区民事務所：北 宮城町公園内応急給水槽） ※福祉避難所（第二次避難所）について は担当する施設	(1)罹災証明のための家屋被 災調査 (2)罹災証明発行 (3)文化財の保護 (4)左記の応急対策業務 (5)義援金の受領、配分計画 及び見舞金の支給 (6)各種民間団体との連絡調 整 (7)がれき処理（被災家屋の 解体・撤去）の住民申請受 付 (8)応急仮設住宅受付協力
区（産業経済部）	(1)区内企業（団体）との連絡調整 (2)食品団体との連絡調整 (3)中小企業・事業者の再建促進支援	(1)左記の応急対策業務
区（福祉部）	(1)避難行動要支援者担当の管理・運営 (2)所管施設利用者の応急救護 (3)第一次・第二次（福祉避難所）避難所 開設・運営統括 (4)避難行動要支援者対策 (5)応急給水槽管理運営（千住福祉課：千 住スポーツ公園、西部福祉課：江北給水 所、都立舎人公園）	(1)社会福祉団体連絡調整 (2)災害弔慰金等支給 (3)生活保護受給者等実態調 査 (4)その他左記の応急対策業 務

第1章 災害対策本部設置基準
第2節 災害対策本部の組織及び活動

各部・公社等 名 称	災害発生1日～3日 の 応 急 対 策	災害発生4日目以降 の 応 急 対 策
区（衛生部）	(1)医療部の管理・運営統括 (2)医療機関連絡調整 (3)都との連絡・調整 (4)緊急医療救護所の設置・運営 (5)保健活動班の編成・派遣 (6)医薬品・医療資器材の調達（総務部との調整による分担） (7)動物救護	(1)感染症の危機管理対策 (2)食品環境衛生指導・消毒班の編成・派遣 (3)避難所の医療相談対策（医療相談窓口の開設） (4)保健衛生上の試験・検査 (5)その他左記の応急対策業務
区（環境部）	(1)がれき部（災害廃棄物処理）の管理・運営統括 (2)道路啓開等に伴うがれきの受入れ（緊急仮置場の開設） (3)災害廃棄物の発生量・処理量の推計 (4)一次仮置場の必要面積の算定 (5)し尿の処理 (6)災害廃棄物処理方針・実行計画の策定	(1)粗大ごみ・廃家電等片付けごみの受入れ（一次仮置場の開設） (2)倒壊家屋の解体・撤去・処理の住民申請に伴うがれき等の解体廃棄物の受入れ（一次仮置場の開設） (3)し尿、避難所・生活ごみの処理 (4)環境保全対策 (5)災害廃棄物処理方針・実行計画の見直し（随時見直し）
区（都市建設部）	(1)救出部の管理・運営統括 (2)被災家屋からの救出・遺体捜索・搬送 (3)土木施設の被害情報収集 (4)土木施設の応急対策 (5)道路障害物除去 (6)震災時水防本部の運営 (7)河川巡視及び排水場施設運転管理 (8)堤防・護岸の応急対策 (9)復旧復興対応担当の管理・運営統括 (10)復旧復興計画準備 (11)応急危険度判定部の管理・運営統括 (12)建築基準法第84条による建築制限 (13)ドローンを用いた被害情報の収集及び物資輸送支援	(1)土木施設復旧計画及び応急復旧 (2)復旧復興計画 (3)住宅等の応急危険度判定の実施 (4)応急仮設住宅予定地調査 (5)応急仮設住宅建設協議 (6)応急仮設住宅の入居広報、受付、選定、入居者管理 (7)被災住宅の応急修理 (8)公的住宅のあつ旋 (9)左記の応急対策業務
区（会計管理室） ※出納部	(1)物品・現金の出納	(1)左記の応急対策業務 (2)災害援護金及び義援金等の一時保管
区（教育指導部）	(1)区立学校被害情報収集 (2)学校教育施設被害調査 (3)第一次避難所・福祉避難所（第二次避難所）管理・運営（※福祉避難所（第二次避難所）については担当する施設）	(1)応急教育 (2)教育相談 (3)左記の応急対策業務

第1部
総1則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編
火山対策

第1章 災害対策本部設置基準

第2節 災害対策本部の組織及び活動

各部・公社等 名 称	災害発生1日～3日 の 応 急 対 策	災害発生4日目以降 の 応 急 対 策
区（学校運営部）	(1)区立学校被害情報収集 (2)学校教育施設被害調査 (3)第一次避難所・福祉避難所（第二次避難所）管理・運営 (※福祉避難所（第二次避難所）については担当する施設）	(1)学用品の支給 (2)左記の応急対策業務
区（子ども家庭部）	(1)こども園・保育園・認証保育所・家庭的保育事業者等の被害情報収集及び連絡調整 (2)こども園・保育施設の応急対策、再開等 (3)第一次避難所管理・運営	(1)こども園・保育園等の復旧計画 (2)応急保育の実施 (3)左記の応急対策業務 (4)応急学童保育の実施
区議会事務局 ※議会部	(1)区議会災害対策会議の業務（情報収集、区議会議員との連絡調整等） (2)全員協議会（災害発生4日目13時開催）の準備業務	(1)区議会議員との連絡調整 (2)全員協議会に関する業務
生涯学習振興公社	(1)所管施設利用者応急救護 (2)所管施設の被害状況調査	
勤労福祉サービスセンター	(1)区（産業経済部）の支援	(1)左記の応急対策業務
観光交流協会	(1)区（産業経済部）の支援	(1)左記の応急対策業務
社会福祉法人 足立区社会福祉協議会	(1)区（福祉部・総務部）の支援	(1)左記の応急対策業務

※1 部の名称及び分掌事務は、足立区災害対策本部条例施行規則のとおりとする。

※2 ただし、本部長は、職員動員数、災害の状況等に応じ必要があると認めるときは、臨時に分掌事務を変更することができる。

※3 本部長は、災害対応の緊急性や業務量等に応じ、必要があると認めるときは、部を横断し人員を再配分することができる。

第3 災害対策本部体制の考え方と業務分掌

大規模災害では、迅速、かつ柔軟な意思決定及び応急対応ができる組織体制の整備が重要である。そのためには、災害の初動期から、優先的に取り組むべき業務を迅速に選定し、部署横断的に柔軟に対応することが求められる。

本区では、ICS（※）の考え方を参考に、本部体制を以下のとおり構築する。

- 1 情報収集指令室を、災害対策本部長の指揮を補佐する部門として位置づける。情報収集指令室で情報収集伝達、受援活動の取りまとめ、本部長室への各種情報の伝達、各部への指示等を実施する。
- 2 「特命部」を設置し、初動期から優先的な対応が求められる業務にあたる。現在、区で指定した特命部は以下のとおり。

種 類	概 要
職 員 ・ 物 資 担 当	活動に必要な人員（区職員）の確保、物資の供給、等
避 難 行 動 要 支 援 者 担 当	避難行動要支援者への避難支援等
医 療 部	医療活動支援等
が れ き 部	がれき等の災害廃棄物処理等
応 急 危 険 度 判 定 部	建物等の応急危険度判定の実施等
救 出 部	負傷者等の救出支援等
復 旧 復 興 対 応 担 当	復興本部の設置・運営、計画類の作成等

※ 1970年代に米国において開発されたICS（Incident Command System）は、災害現場・事件現場などにおける標準化されたマネジメントシステムであり、日本でも、自衛隊、海上保安庁、岩手県等に導入されている。

ICSでは、災害対策本部を5つの機能（指揮調整、資源管理、情報作戦、財務管理、事案処理）の集合体と捉えている。組織を統括する「指揮調整」部門が、3部門（資源の供給を実施する「資源管理」、情報収集、事案処理計画策定等を実施する「情報作戦」、災害時発生する事務を処理する「財務管理」）の報告を受け、「事案処理」部門に指示する体制をとる。東日本大震災において、岩手県は、指揮調整にあたる「本部長等」が、それを補佐する「本部支援室」と連携し、事案処理にあたる各部署に指示等をする体制を構築した。

第1章 災害対策本部設置基準

第3節 緊急災害対策本部の設置と組織及び活動

第3節 緊急災害対策本部の設置と組織及び活動

第1 勤務時間外で、気象庁発表の足立区の震度が5強以上の場合、もしくは区が設置している震度計が震度5強以上を記録した場合、区は、直ちに緊急災害対策本部を区役所南館7階防災センターに設置する。

第2 緊急災害対策本部は、副区長を本部長とする。

第3 緊急災害対策本部職員は指定された各区民事務所等に参集し、参集場所毎に統括者及び副統括者を置く。

第4 統括者は緊急災害対策本部長の命を受け、また参集職員は統括者の命を受けて次の事務を行う。

- 1 災害情報の収集・伝達
- 2 被害状況の調査確認
- 3 区防災無線の開局
- 4 災害対策本部の設置準備
- 5 緊急救助活動
- 6 区が設置した学童保育室の安全確保
- 7 その他緊急災害対策本部長が必要と認めて指示する事項

第5 緊急災害対策本部の構成員、参集場所等については、別途要綱に定める。なお、育児休業、介護休暇、派遣等により参集が難しい職員を考慮した態勢を構築する。

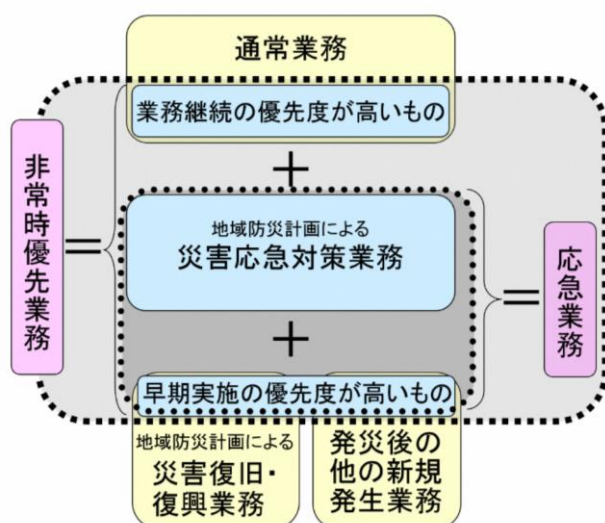
(資料編震災編 第72-6「足立区緊急災害対策本部要綱」P.254)

第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）は、地域防災計画を補完する計画であり、区が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保する目的で策定する。

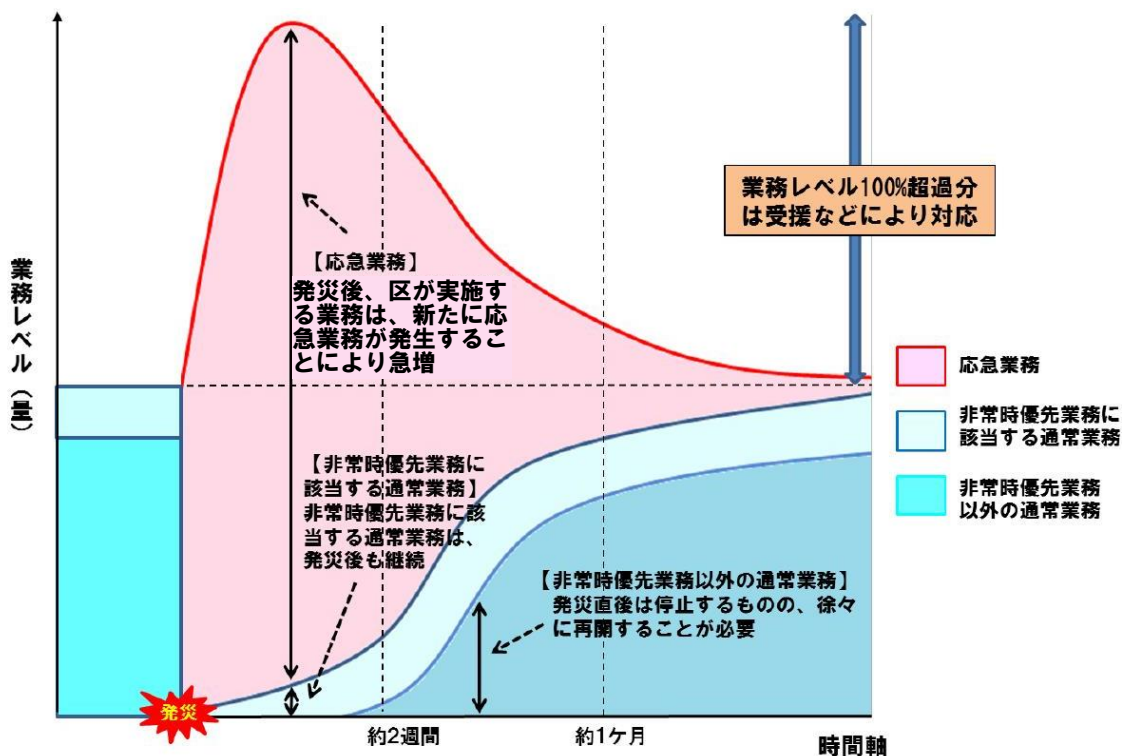
区としては、災害発生直後は業務が混乱し機能不全に陥りやすいという、過去の震災の教訓を踏まえ、これを防止するために、「行政も被災する深刻な事態」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にし、災害発生時の即応態勢を早期に確立するとともに、効果的・効率的で迅速な人員の配分を行う。

【非常時優先業務のイメージ】



出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（令和5年5月）

【発災後区が実施する業務の推移】



出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（令和5年5月）を一部改編

第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要

第1節 地震等災害発生時の即応態勢

第1節 地震等災害発生時の即応態勢

第1 活動体制

区及び各防災関係機関は、区の区域内に災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から守るため、各防災関係機関が一体的な効果を発揮しうよう必要な活動体制を確立する。

災害応急対策において、必要な資源が不足する場合は、各防災関係機関は、第一に生命の安全確保、第二に最低限の生活確保、第三は復旧・復興の優先順位とし、これに応じた資源配分を行うとともに、非常時優先業務の執行に必要な資源の早期確保を重視する。

機 関 名	対 策 内 容
区（各部）	(1) 職員の参集 (2) 各部の初動活動 (3) 緊急災害対策本部の設置 (4) 災害対策本部の設置 (5) 各部の応急対策活動
防災関係機関	(1) 各機関の活動領域等に応じた初動・応急活動

第2 区職員の初動態勢

- 職員は、災害発生のおそれ又は発生を確認（地震の感知）した場合、直ちに防災行政無線及びテレビ・インターネット等から災害の情報を収集しなければならない。
- 職員は、地震において気象庁発表の足立区の震度が5弱の場合、若しくは区が設置した震度計が5弱を記録した場合は、次の行動をとらなければならない。

(1) 勤務時間外の場合

- 情報収集・発信態勢職員は職場に参集する。参集途上で被害状況を観察し、指定場所、職場到着後、防災無線等により7階防災センターに報告する。
- 上記以外の全職員は、各自災害に関する情報を収集し参集に備え、非常配備態勢の指令に従う。

(2) 勤務時間内の場合

部・課長（各部庶務担当職員で、部長の指定する者）、その他本部長が必要とする者は、直ちに応急対策実施の準備を行い、終業時間となっても上司の指示があるまで退庁しない。

また、勤務場所を離れている場合は、上司と連絡をとり、指示を仰ぐ。

- 職員は、地震において気象庁発表の足立区の震度が5強の場合、若しくは区が設置した震度計が5強を記録した場合は、次の行動をとらなければならない。

(1) 勤務時間外の場合

- 緊急災害対策本部参集職員は指定場所に、第一次非常配備態勢職員は職場に参集する。参集途上で被害状況を観察し、指定場所又は職場到着後、防災無線等により7階防災センターに報告する。
- 上記以外の全職員は、各自災害に関する情報を収集し参集に備え、非常配備態勢の指令に従う。

（2）勤務時間内の場合

部・課長（各部庶務担当職員で、部長の指定する者）、その他本部長が必要とする者は、直ちに応急対策実施の準備を行い、終業時間となっても上司の指示があるまで退庁しない。

また、勤務場所を離れている場合は、上司と連絡をとり、指示を仰ぐ。

- 4 職員は、地震において気象庁発表の足立区の震度が6弱以上の場合、若しくは区が設置した震度計が6弱以上を記録した場合は、次の行動をとらなければならない。

（1）勤務時間外の場合

全職員は非常配備態勢の指令を待たず、あらゆる手段を利用して職場に参集する。

（2）勤務時間内の場合

全職員は、直ちに応急対策実施の準備を行い、終業時間となっても上司の指示があるまで退庁しない。

また、勤務場所を離れている場合は、上司と連絡をとり、指示を仰ぐ。

第3 区（各部）の初動態勢

- 1 早期の初動体制の確立と災害状況の全容把握は、その後の応急対策の成果を左右する。このため、東日本大震災での教訓を踏まえて見直した部別行動計画に基づき行動する。また、必要に応じて策定している発災直後6時間の対応をまとめた初動マニュアルを活用する。
- 2 区長が不在もしくは職務遂行に支障をきたす状況にある場合は、災害対策本部副本部長（副区長、教育長）、危機管理部長、総務部長の順位で業務を代行し、緊急時の重要な意思決定に支障を生じさせないようにする。
- 3 本庁舎における区（各部）及び災害対策本部の業務遂行が困難になる等本庁舎が使用不能に陥るような万が一の場合を想定して、代替業務場所及び災害対策本部の代替場所についてあらかじめ検討しておくことが必要である。この際、停電等に備えた、非常用発電機や燃料等、及び水や食料品の確保を図る。
- 4 区（各部）は、発災時各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を非常時優先業務として整理し、被災者支援や住民の対応に欠落を生じないように業務が遂行できる体制を確立する。

第4 業務継続計画（BCP）との調整と運用

- 1 BCPの発動は、災害対策本部設置後に、災害対策本部の指示により行われ、その指示に基づき被災時対応を開始する。
- 2 BCP発動後の被災時対応の終了時期は、災害対策本部が決定し、全部門の職員に通知する。

また、復興に向けて迅速に平常時の体制へと移行できるよう、区（各部）が努める。

- 3 本部長は、災害対策と業務継続計画（BCP）における各部の業務を調整する必要があると認める場合は、業務継続調整会議を招集する。

同調整会議は、副区長を座長として、災害対策上の緊急業務を優先できるよう会議の出席者を調整する。

第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要

第2節 職員配備計画

第2節 職員配備計画

第1 非常配備態勢

- 1 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、状況により次の区分に基づき非常配備態勢の指令（下図）を発し、部長及び本部の職員を配備する。

【非常配備態勢の種別】

種 別	発令の時期	動員体制	
情報収集・発信態勢	(1) 気象庁発表の足立区の震度が5弱の場合若しくは区が設置した震度計が5弱を記録した場合。 (2) その他の状況により、区長（災害対策本部長）が必要と認めたとき。	部長の指定する者 その他区長（本部長）が必要とする者	情報収集及び広報活動を主とする態勢
第一次非常配備態勢	(1) 気象庁発表の足立区の震度が5強の場合若しくは区が設置した震度計が5強を記録した場合。 (2) 区内の複数地域について災害が発生し、又は災害の発生が予想され情報収集及び広報活動では対処できないとき。 (3) その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。	職員の2分の1	区内の複数地域についての災害に直ちに対処できる態勢
第二次非常配備態勢	(1) 気象庁発表の足立区の震度が6弱以上の場合若しくは区が設置した震度計が6弱以上を記録した場合。 (2) 災害が拡大し、第一次非常配備態勢では対処できないとき。 (3) その他の状況により、区長（災害対策本部長）が必要と認めたとき。	全職員	本部の全力をもって対処する態勢

※「体制」：統一的、持続的・恒久的な組織・制度（例：本部体制、活動体制など）

「態勢」：一時的な対応・身構え（例：一時受入態勢、非常配備態勢など）

- 2 本部長は、職員動員数、災害の状況等により必要があると認めたときは、非常配備の態勢を変更する。
- 3 総務部長は、必要に応じて区職員動員数を各部長に求め、把握する。
(資料編震災編 第25「非常配備態勢配備人員報告様式」P.73)
- 4 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、部別行動計画に基づき、所定のマニュアルを参考に所属職員に必要な指示をしなければならない。

第2 非常配備態勢までの対応

- 1 夜間・休日等に発生する地震災害等の非常事態に対処するため、平日夜間にあつては、情報連絡員（2人）が、休日等にあつては、管理職員（1人）及び情報連絡員（2人）が、輪番制で7階防災センターに宿直し、勤務時間外の災害発生に備える。
- 2 区は、発災後災害対策本部が設置されるまでの間、勤務時間内においては、7階防災センター内に設置された情報収集指令室の要員が、勤務時間外においては、7階防災センター勤務の災害情報連絡員（2人）と連絡を受けた危機管理部当番班要員が、災害情報の収集と連絡にあたり対応する。対応にあたつては、情報収集指令室長あるいは各班長の指示を受けるとともに、休日の時間外にあつては、管理当直者の指示に従うものとする。
- 3 気象庁の「予報」又は「警報」、もしくはこれに準じる災害に関する情報を入手した場合、危機管理部長が必要を認めたときは、7階防災センターに情報収集指令室を設置し、必要な情報収集を行うとともに災害予報等の動向を分析し、必要に応じて非常配備態勢への移行を準備する。
- 4 水防本部が設置される場合には、水防本部の職員配備態勢の行動に準じる。

第3章 防災関係機関等との相互協力関係

第1節 防災関係各機関との協力計画/第2節 都との協力計画/第3節 他自治体等地方公共団体との協力計画

第3章 防災関係機関等との相互協力関係

区は、区内において発生した災害に対して、区及び区内所在の防災関係機関を中核とする応急対策を行うことを基本とする。このため、区と防災関係機関は日常から連携を密にして、災害に対処しなければならない。

また、災害の程度により被害が広範囲に及び、区内防災関係機関だけでの対応が困難な場合には、国や都、他自治体からの応援、及び民間団体やボランティアによる支援等を受けて対応する必要がある。

第1節 防災関係各機関との協力計画

第1 区は、下記に示す防災機関の長又は代表者に対し災害応急対策の実施を要請する。防災関係機関に支援を要請する際は、必要な手続きを考慮し、迅速な受入れを可能とする。

- 1 警察災害派遣隊
- 2 緊急消防援助隊
- 3 自衛隊

(詳細は第3部 第13章「受援体制の整備」 P.242、第4部 第13章「受援計画」 P.443 で記載)

第2節 都との協力計画

第1 区長は、都知事に応援又は応援のあつ旋を求めるなど、災害対策に万全を期することとする。都に支援を要請する際は、必要な手続きを考慮し、迅速な受入れを可能とする。

(詳細は第3部 第13章「受援体制の整備」 P.300、第4部 第13章「受援計画」 P.533 で記載)

第3節 他自治体等地方公共団体との協力計画

第1 区は、災害時において他自治体の協力が得られるよう協定を締結し、協力体制を構築するとともに、区内で災害が発生した場合は、相互応援協定を締結している地方自治体へ支援を要請し、受入れ体制の整備に努め、迅速な受入れを可能とする。

また、応援協定自治体以外についても、国や都、ないしは自治体に直接支援を要請し、受入れ体制の整備に努め、迅速な受入れを可能とする。

(詳細は第3部 第13章「受援体制の整備」 P.300、第4部 第13章「受援計画」 P.533 で記載)

第4節 民間団体等との協力計画及びボランティア等の受入計画

第1 区は、民間団体等との協定に基づき、各部長は、災害応急活動に必要な業務や施設利用について要請する。民間団体等に支援を要請する際は、協定に基づく手続きに努め、迅速な受入れを可能とする。

第2 区（総務部）は、足立区災害ボランティアセンター等と連携して、専門ボランティア及び一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう受入れ体制を整備し、迅速な受入れを可能とする。

第3 区は、医療関係機関等と連携し、医療救護に係わる応援隊の受入れ体制の整備に努め、迅速な受入れを可能とする。

（詳細は第3部 第13章「受援体制の整備」P.300、第4部 第13章「受援計画」P.533で記載）